

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 JUL (Vol.98)

CONTENTS

海外拠点ニュース ニューヨーク出張 どこに泊まる？～最適な選び方と滞在術～	2
株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所	
新興国ニュース 第98回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：印紙税の強化	8
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
税務調査は突然に インドネシアのTP規制強化と今求められる企業の備え	10
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート	12
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
香港政府の企業向け補助金制度	14
香港マイツビジネスコンサルティング	
6月30日期限：個人所得税確定申告の留意事項	
～駐在員、及び出張者や退職金課税を含む日本本社の留意事項を解説～	17
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
 TEL:086-234-6539
 香港支店
 シンガポール支店
 ニューヨーク駐在員事務所
 上海駐在員事務所
 バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
 cbk_ny@fr-chugin.jp
 cbk_sh@fr-chugin.jp
 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
 お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

ニューヨーク出張 どこに泊まる？

～最適な選び方と滞在術～

株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所

出張が決まったとき、意外と悩ましいのが「どこに滞在するか」。滞在先は快適さだけでなく、仕事のパフォーマンスやコスト管理にも直結します。特にトランプ政権の関税政策で一段のインフレが見込まれる米国、なかでも物価の高さで世界有数の都市ニューヨークを例に、滞在期間に応じた最適な宿泊スタイル（ホテル or サービスアパート）の選び方を解説するとともに、滞中に役立つ実用情報も交えてご紹介します。

1. 現地での生活

ニューヨーク出張でまず意識したいのが空港からの移動手段です。国際線の就航する JFK 空港からマンハッタンまでは、大きな荷物を持っている場合、Uber や Lyft の配車アプリが便利です。スマートフォンで手配でき、乗車前に料金を確認できます。

現地での支払いほぼすべてキャッシュレスで対応可能です。クレジットカードのタッチ決済やスマートフォンのウォレットが主流で、地下鉄もクレジットカードでタッチ乗車ができます。

外食は高く、ランチでも 15～25 ドル程度が一般的で、長期滞在であれば自炊を取り入れることがおすすめです。食品スーパーの Trader Joe's、Whole Foods、日系スーパーなどで食材を調達できます。水道水は日本と同じ軟水で、水質も良好なため安心して飲料・調理に使えます。

2. 滞在期間別・宿泊施設の選び方

滞在期間が決まったら宿泊施設選びです。なお日本を含むビザ免除プログラムの参加国から米国への滞在は、90日以内の滞在であれば ESTA と呼ばれる電子渡航認証をオンラインで取得するシ

ンプルな手続きとなります（ただし米国内で報酬を受け取る就労は不可等、詳細は要確認）。

滞在期間	おすすめ	理由
1泊～数週間	ホテル	予約しやすい、立地が多い、短期向け料金体系
1か月程度以上（最短30日等の条件あり）	サービスアパート	設備が充実、生活しやすい、滞在費も含めたコストパフォーマンスが高い

上の表が滞在期間に応じた宿泊施設の選び方で、短期であれば大手予約サイトから予約や比較が容易なホテルがおすすめとなります。供給が多いため出張先のすぐ近くのホテルを見つけられる可能性もあります。しかし料金はサービスアパートと比べて割高な場合が多く、長期間滞るとその分高額になります。

一方、長期なら賃貸感覚で利用できるサービスアパートが断然おすすめです。キッチンや洗濯機・乾燥機などの設備があり、普段の生活と近い感覚で過ごすことができます。

3. サービスアパートってどんなところ



「サービスアパートメント」は、家具付きアパートに定期清掃、設備管理等のサービスが付いたもので一般的に以下のような特徴があります。

- キッチン付き（冷蔵庫、電子レンジ、調理器具、食器あり）
- 洗濯機、乾燥機付き
- Wi-Fi、光熱費、家具全て込み



【サービスアパートのキッチン】

日系不動産業者の提供するサービスアパートではバスタブや炊飯器の設置があるケースもあり、日本からの出張者には嬉しいポイントです。

4. ポイント整理

- ✓ 滞在期間が短いならホテルで機動力を重視
- ✓ ホテルの場合、食事にかかる負担軽減のため朝食付も検討
- ✓ 1か月程度以上の長期であれば食費なども含めた1日あたりの滞在費はサービスアパートの方が抑えやすい
- ✓ 宿泊費は時期により大きく変動し、特に観光シーズンの春や年末年始、大型展示会等のイベント時に跳ね上がる傾向あり
- ✓ 自炊、洗濯、PC作業のスペースが必要なならサービスアパートがおすすめ
- ✓ 複数人で出張の場合は、同僚と同じ施設に滞在できるか

5. さいごに

滞在目的やスケジュールに応じた入念な準備や宿泊先の選択によって出張の成否は大きく左右さ

れます。例えば、真冬のニューヨークに早朝到着した出張では、チェックインまでに半日以上あり、雪が舞うなかゆっくり休めずに時間を潰すのはなかなか過酷な経験でした。

ホテルのありがたみを感じたのは朝食付き滞在の時。時差ボケと緊張感で外食する気になれない中、最低限の食事が用意されていたのは本当に助かりました。

逆に、1か月程の滞在のときはサービスアパートの「自炊可能」という利点が光ります。現地スーパーで買った食材で軽く調理すれば、食費はかなり抑えられますし、野菜不足も補えます。

海外出張には多くのビジネスの可能性があり、世界の多様な人材から働き方、価値観、交渉スタイルを体感することで個人のビジネススキル向上にも大きな意義があります。しかし様々なコストの高さや移動距離、言語文化の壁によりそのハードルは決して低くありません。事前に滞在目的、期間、希望する生活スタイルを整理することで、そのハードルを少しでも引き下げましょう。

（写真提供：リダック/Relo Redac, Inc.）

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：

420 Lexington Avenue Room 1632,

New York, NY 10170 USA

TEL： 212-371-7700

Email:cbk_ny@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第98回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はベトナム、フィリピン、タイの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

~ベトナム~

■ベトナムにおける株式譲渡：法務・実務上の重要論点

はじめに

本稿では、ベトナムにおける株式譲渡を成功に導くため、法務・実務の両面から主要な留意点と、実務特有の難関に対する具体的な解決策を解説します。

1. 法務上の主要留意点

株式譲渡の実行に際しては、以下の法務的側面の精査が不可欠となります。

1.1. 関連法規の包括的な遵守

ベトナムの企業法、投資法、競争法に加え、対象会社の事業分野に適用される個別法規の遵守が取引の基本要件です。

1.2. 外国人投資家に関する特有の規制

買主が外国投資家の場合、特に以下の論点について厳格な確認が求められます。

a) 出資規制の有無と株主適格性

「条件付き投資分野」を中心に、外国人投資家の出資比率上限（FOL）が定められています。対象会社の事業がこれに該当するか、また買主が株主としての法的資格を満たすかを事前に検証することが極めて重要です。

b) 追加的許認可・条件

市場参入にあたり、追加的な許認可や条件が課されていないかの確認も必須です。

※特に、2025年5月19日施行の政令69/2025/ND-CPにより、信用機関（銀行・非銀行系金融機関）に対する外国人の持株比率規制が強化されており、買主の資格確認は従来以上に重要性を増しています。

1.3. 少数株主の権利保護

既存の少数株主がいる場合、その権利保護、特に株式買取請求権への配慮は不可欠です。

ベトナム企業法（2020年）第132条1項は、以下の場合に株主が会社に対し自己株式の買取を請求する権利を認めています。

- 会社の組織再編（分割、合併、買収等）に関する決議に反対した場合
- 定款上の自己の権利・義務が不利に変更される場合

譲渡計画がこれらの事由を誘発する可能性を事前に評価し、定款や株主間契約に特約がないかを確認する必要があります。

1.4. SPA（株式譲渡契約書）における表明保証条項

SPAにおける「表明保証」は、取引リスクを配分する最重要条項の一つです。

- 機能：売主が買主に対し、対象会社の財務・法務・事業等に関する事実が真実かつ正確であることを保証します。
- リスク：譲渡後に表明保証違反が発覚した場合、売主は深刻な損害賠償責任を負う可能性があります。
- 要点：保証範囲、期間、責任上限額（キャップ）等について、専門的知見に基づき戦略的に交渉し、契約書へ正確に反映させることが求められます。

2. 実務上の主要留意点と解決策

法務的な論点に加え、ベトナム特有の実務手続きには大きな難関が潜んでいます。

2.1. 標準的な手続きのフロー

株式譲渡に伴うライセンス（ERC/IRC）上の株主情報更新は、一般的に以下の順序で進められます。

1. M&A 承認の取得
2. 株式譲渡代金の支払い
3. ERC（企業登録証明書）の変更
4. IRC（投資登録証明書）の変更

※ M&A 承認は、外国投資家の出資比率が 50%を超える場合や、条件付き投資分野の株式を取得する場合などに要求される行政手続きです。

2.2. 実務上の最大関門：銀行送金とライセンス変更の順序問題

実務上、最も問題となりやすいのが、上記フローのステップ 2（支払い）とステップ 3（ERC 変更）の間で発生する「鶏と卵」の問題です。

● 原則：法律上、譲渡代金の支払いを完了させなければ、新株主を登録する ERC の変更手続きに進めません。

● 課題：しかし銀行実務では、買主からの送金を受け付ける条件として、「新株主名が記載された新しい ERC」の提示を要求することがあります。これにより、手続きが完全に停滞する「デッドロック」に陥るリスクが存在します。

2.3. デッドロックへの具体的な打開策

この実務上のデッドロックは、以下の戦略的アプローチにより回避可能です。

● M&A 承認の先行取得と活用：たとえ法律上は M&A 承認が不要な案件であっても、銀行との事前交渉のために、あえて先に M&A 承認を取得します。

● 効果：銀行はこの「M&A 承認通知書」を正式な行政許認可とみなし、送金を許可するのが一般的です。これにより支払いを完了させ、その後の ERC 変更手続きへと円滑に移行できます。

おわりに

ベトナムの株式譲渡は、法規制の理解と、銀行実務など商慣習への深い洞察が不可欠です。潜在的リスクを事前に特定し、戦略的に手続きを計画することが、取引の成功を左右します。円滑な取引実現のため、経験豊富な専門家にご相談されることを強くお勧めします。

～フィリピン～

■ BIR/ PEZA] VAT Zero-Rating Certification 更新のお知らせ

BIR 発行 RMC 37-2025 および Annex、輸出型企業（EOE: Export Oriented Enterprises）に影響する VAT 還付のためのガイドラインをご紹介します。

PEZA は、CREAT MORE 施行に先立って VAT ゼロレートに認定適用されていたすべての企業に対して、更新された証書発行を新たに申請するように求めています。

新法 CREAT MORE では、登録輸出型企業（REE: Registered Export Enterprises）、そして高価値国内市場向け企業（HVDME: High-Value Domestic Market Enterprises）からのサービス、商品の現地購入まで、VAT ゼロレート適用範囲を拡大しています。前法 CREAT で VAT ゼロレート適用可否に影響を及ぼしていた「直接的かつ排他的(Direct and Exclusive)」に購入されるという文言から、新法では「直接帰属(Directly Attributable)」した購入、そしてそれらの購入に付随して起こりうる経費も含むことを示唆しています。

2024年11月28日から2025年2月20日までに発行されたVATゼロレート証明書は該当部分の要項を修正するために、再度発行する必要があります。

■【BIR】フィリピン非居住者のデジタルサービス提供者向けにVAT還付の新フォーム Form 2550-DSを公表

BIRは、「共和国法第12023号(VAT on Digital Services Law)」およびその施行規則である歳入規則第3-2025号(RR No. 3-2025)に基づき、非居住デジタルサービス提供者(DSP)向けの新しいVAT申告書フォーム2550-DSを公表しました。

この新フォームは、フィリピン国内に物理的な拠点を持たない外国のデジタル事業者(例:動画・音楽のストリーミングプラットフォーム、オンラインマーケットプレイス等)が、フィリピンのVAT義務を適切に履行するためのものです。

なお、実際の申告・納付の手続き方法に関する詳細なガイドラインについては、後日、別途RR規則として発行される予定です。

～タイ～

■2025年1～3月タイ外資規制業種、日本が首位

タイ商務省は、2025年1～3月における外資規制業種への参入認可状況を発表しました。

うち認可を受けた外国企業は272社で、前年同期比52.8%の増加となりました。

(内訳:外国人事業ライセンス(FBL)67社、外国人事業証明書(FBC)205社)

外国人事業ライセンス(FBL)とは、外国企業がタイ商務省に対して直接申請し、外資規制対象事業を行うために取得する許可です。BOIなどの投資奨励を受けていない場合に必要となります。

外国人事業証明書(FBC)とは、外国企業がBOIなどの政府機関から投資奨励を受けたうえで、外資規制対象事業を行う際に、商務省へ届け出て取得する証明書です。

国・地域別では、日本が約159億バーツ・57社で金額・社数ともに首位を占めました。次いで、米国、中国、シンガポール、香港の順となっています。

主な認可事業としては、日本では部品調達、EV充電ステーション、受託製造などが挙げられます。

なお、近年では委託生産を行う日系の独資製造業を対象に、タイ経済警察による突然の事情聴取や召喚状の送付が見られるケースも報告されており、法的な認可取得とあわせて、運用面での法令遵守にも十分な注意が必要です。

(参照)

JETRO:

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/05/156e8bcd5323a10f.html>

■2025年1～3月期 タイへの外国直接投資動向 (BOI統計)

タイ投資委員会(BOI)によると、2025年1～3月期の外国直接投資(申請ベース)は前年同期比62.4%増の約2,677億バーツ、件数は42.7%増の618件となりました。

「申請ベース」は、企業がBOIに対し投資奨励措置を求めて提出した計画時点の投資額を指します。

国別では香港が全体の約半分(1,352億バーツ)を占め首位、日本は72.1%増の約251億バーツで4位です。

一方、認可ベース(BOIが正式に承認した額)では、総額約3,685億バーツ(85.8%増)となり、シンガポールと香港が上位を占め、日本は約87億バーツ(32.4%減)との結果となりました。

また、「タイランド 4.0」関連ではデジタル分野が約 948 億バーツ（5.4 倍）と突出して増加しました。

特に 2025 年 1～3 月期においては、デジタルや医療、航空など「タイランド 4.0」関連の分野での投資申請が大幅に伸びており、これは新規進出を含む外資系企業の戦略的な動きが背景にあると考えられます。

日本の申請件数は増加したものの、認可ベースで減少した主因は、日系企業の慎重な姿勢が認可までに時間がかかっていること、1 件あたりの投資額が比較的小規模である点、また、申請内容が「タイランド 4.0」対象外の伝統的製造業中心で、優先認可の対象とならないケースも多いと考えられ、今後、どの程度実行・認可に至るか注視する必要があります。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：印紙税の強化

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 印紙税の課税強化
- ・ 雇用契約書も対象に

<印紙税の課税強化/雇用契約書も対象に>

N子:加藤さん、昨日のNNA記事で書いた印紙税の件について解説して頂いても良いですか？

加藤:ああ、雇用契約書の印紙税について監査が増えてるっていう話ですね。あれは結構、大きい問題だと思います。

N子:そうなんですか？

加藤:はい。ほとんどの会社はやってなかったんじゃないかなあ。

N子:法律に明確な記載がなかったんですね？

加藤:それも説明が難しいんですが、まあ明確とは言えないのかもしれませんが。そもそも、印紙税というのは特定の文書や証券についてかかる税金ですね。

N子:はい。

加藤:一般的には、資産譲渡契約、株式、借入・サービス契約について、それぞれ定められた印紙税を支払う必要があったんですが、ほとんどの会社は、慣習として雇用契約書については納税していません。

N子:なるほど。

加藤:NNAの記事でも、「マレーシア内国歳入庁(IRB)が雇用契約書への印紙税を徹底しようとしていることに対して、マレーシア華人商工会議所(ACCCIM)が課税基準の見直しを要求。内国歳入庁が今年1月から取り締まりを強化したため、行き過ぎた規制として批判の声が上がっていた。」とありましたね。

N子:はい。

加藤:いちおうIRBの見解は、1949年印紙法では雇用契約書1件につき10リンギの印紙税課せられるということです。また、雇用契約書に署名後30日以内に印紙税納税しなかった場合、1件につき最大100リンギ又は20%の罰金が科されるという事です。

N子:なるほど。

加藤:雇用契約の内容ですが、雇用形態や労働者の国籍は問いません。

N子:はい。

加藤:ただし、月収300リンギ未満の労働者は免除されるという事です。華人商議所は「現在の最低賃金が1,700リンギであることを勘案すると、実質全ての労働契約に印紙税が課される」と指摘し、免除基準を1万リンギに引き上げるよう要求したようですが、今までの習慣を考えると当然の主張かもしれません。また、罰則免除を2022年1月までさかのぼって適用することも求めているようで、これも納税者側の感覚としては理解できますね。

N子:そうですね。そもそも、法律がクリアでなかったという事なんですが、赤信号皆んなで渡れば的発想だったんですかね？

加藤:まさにその通りだと思うんですね。印紙税についてはほとんど監査もされてこなかったんで、不動産取引など、手続きの一環として絶対に必要な状況以外では、徹底されてなかったのは事実です。

N子:なるほど。

加藤:昔の話ですが、私の友人の弁護士さんでも、スタンプが無くて困るのは訴訟になった場合、エビデンスとして認められないという事だけなので、親子間の契約書なんかはある程度いい加減でも良いと豪語してましたからね。まあ10年以上前の話ですが。。

N子:なるほど、そういう時代もあったというか、そういう感覚だったんですね。

加藤:実際、雇用契約書については70年以上に亘って形骸化しており、見逃されてきました。ところが、内国歳入庁が今年1月に印紙税監査フレームワークをリリースしてから、突如取り締まりを強化し始めたとして、マレーシア製造業連盟（FFM）などからも批判が出ていたんです。

N子:なるほど、なるほど。これは、2025予算案で発表された「印紙税の自己申告制度」の導入により、印紙税についても税務監査が強化されてきたという事ですか？

加藤:まあ、印紙税の自己申告制度は2026年からですからね。幾つかのフェーズに分かれており、最後は2028年ですから、直接関係あるとは言い難いですが、当然無関係ではないと思います。早めに予行演習が始まった感じですかね。

N子:ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在の**KATO BUSINESS ADVISORY**を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12,
Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning,
40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

税務調査は突然に インドネシアの TP 規制強化と今求められる企業の備え

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)
榮 颯馬氏

インドネシアにおいて、移転価格 (Transfer Pricing : TP) に関する税務当局の関心は年々高まっております。特に 2020 年以降は、OECD が推進する BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクトへの対応として、移転価格に対する監視が一段と厳しくなってきました。これにより、日系企業を含む多国籍企業は、インドネシア国内におけるグループ間取引の開示や文書化への対応が強く求められています。

本コラムでは、移転価格調査の現状、TP ドキュメンテーションの義務とその実効性、そして過年度における追徴リスクとその対策について解説いたします。

移転価格調査の実態と特徴

インドネシア税務当局 (DJP : Direktorat Jenderal Pajak) は、近年移転価格リスクの高い企業を重点的に選定し、税務調査を実施しております。特に以下のような取引が対象になりやすい傾向があります。

- ・ グループ会社へのロイヤルティやサービスフィーの支払い
- ・ グループ内での物品売買における価格設定
- ・ 金利や保証料などの金融取引
- ・ 機能・リスクを限定された代理店取引

これらの取引に対しては、第三者間の取引と比較して適正性があるかどうか、客観的な裏付けが求

められます。税務調査の現場では、まず TP 文書の整備状況が確認され、整備されていない場合や説明が不十分な場合には、当局による一方的な推定課税が行われることもあります。

TP ドキュメンテーション義務の実効性

インドネシアでは、2016 年に施行された PMK-213 号により、以下の 3 種類の TP 文書の作成が義務化されました。

1. ローカルファイル (Local File)
インドネシア法人と関連会社との取引内容、比較対象企業との利益率比較等を含みます。
2. マスターファイル (Master File)
グループ全体のビジネス構造、無形資産の保有状況、資金調達の方針等を記載します。
3. 国別報告書 (CbCR : Country by Country Report)
連結売上高が 7.5 兆ルピア以上のグループが対象となり、国ごとの売上や税金情報を報告するものです。

これらの文書は、年次確定申告時点ですでに準備が完了していることが求められます。税務調査時に「後から作成」するのでは、文書の信頼性が問われ、不利な取り扱いを受けることとなります。

また、形式的に文書が存在しているだけでは不十分であり、内容面においても合理性のある価格算定方法と、第三者比較による裏付けが必要です。

実務的な対応策

移転価格に関する税務リスクを回避・低減するために、企業は以下のような対応を検討する必要があります。

- ・ TP 文書の毎年作成・更新の徹底
とりわけ、インドネシア側の取引については、現地の言語・基準に合致した文書作成が望まれます。
- ・ 事前確認制度（APA）の活用検討
高額または継続的な取引については、税務当局とあらかじめ価格設定に合意する「APA（Advance Pricing Agreement）」の活用が有効です。
- ・ 取引構造の見直し
実態が薄い役務提供、説明困難な無形資産の使用料等については、グループ全体での再設計が必要になる場合もあります。
- ・ 税務調査時の対応体制整備
税務調査対応には、会計・税務の専門家や弁護士との連携が不可欠です。初期対応の適否が調査全体の結果に大きな影響を与えるため、万全の準備が求められます。

さいごに

インドネシアにおける移転価格税制の運用は、今後も OECD 基準との整合を図りながら厳格化が続く見通しです。移転価格文書は、単なる形式的な要件ではなく、企業の税務コンプライアンス体制を示す重要な資料となります。特に過年度における文書不備による追徴リスクを未然に防ぐためにも、早期の対応と継続的な見直しが不可欠です。グループ内取引における説明責任を果たす体制を構築し、健全な納税管理を実現していくことが、今後の企業経営にとって重要な課題となるでしょう。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman

E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの会計税務関連についての情報をお届けいたします。

1) 失業給付の改正案について

2025年5月6日付の閣議にて、社会保障法第33条 (Section 33 of the Social Security Act B.E. 2533) に基づく被保険者が、解雇により保険資格を喪失した場合の失業給付の給付率を引き上げる改正案を承認しました。

現在、2004年に施行された失業給付の基準および給付率に関する省令 (the Ministerial Regulation on Criteria and Rate of Unemployment Benefits B.E. 2547)、解雇により社会保障法第33条の被保険資格を失った場合、日給の50%が失業給付として支給されていますが、現在の経済状況下では、基本的な生活費を賄うには不十分な場合があるとの見解から、給付率が「解雇による失業時の日給の50%」から「解雇による失業時の日給の60%」へ引き上げられます。

計算の基礎となる給与 (月額1,650THB以上月額15,000THB以下) 及び給付期間 (1回の失業給付の請求につき最大180日) については、変更はありません。

[詳細はTax-ezをご参照ください。](#)

2) タイ赤十字社または医療・公衆衛生財団への寄付に対する税制優遇について

2025年5月8日、歳入局は、e-Donationを通じて、タイ赤十字社または医療・公衆衛生財団へ寄付を行った場合の税制優遇措置を公示しました (歳入局公示No.54)。2025年3月24日に公示された免税に関する歳入法典に基づく勅令 (第795号) に基づくものになります。

※e-Donationとは、歳入局が開発したシステムで、法律で定められた対象の教育機関、宗教施設、医療機関、公益団体、その他の寄付受領機関の寄付情報を管理するためのものです。

これにより、税金還付を迅速に受けることが可能になります。(e-Donation 公式ページ)

■税制優遇措置

①現金もしくは資産を購入して寄付した場合

寄付者	対象	税制優遇措置
個人	現金のみ	寄付額の2倍が課税所得から控除可能 ただし、当該経費および控除後の課税所得の10%を超えない額
法人	現金及び資産購入	寄付額の2倍が課税所得から控除可能 ただし、法人税控除前当期純利益の10%を超えない額

②個人及び法人/パートナーシップの保有する資産もしくは商品を寄付した場合は、所得税・VAT・特定事業税・印紙税の免除

■対象期間

2025年1月1日～2027年12月31日

[詳細はTax-ezをご参照ください。](#)

3) 土地及び分譲マンションの登録手数料の 軽減措置について

内務省は、2025年4月22日官報にて、住宅の所有を希望するタイ国民の負担軽減を目的とし、「住宅、商業用建物、または住宅もしくは商業用建物が併設された土地である不動産について、土地法に基づく権利および法律行為の登録料の徴収に関する告示」「分譲マンションについて、分譲マンション法に基づく権利および法律行為の登録料の徴収に関する告示」を掲載しました。

■対象

700万バーツ以下の居住用不動産またはコンドミニアムユニットの購入

■対象者

タイ国籍を有する個人のみ

■軽減措置

不動産譲渡手数料：2%から 0.01%へ軽減

不動産抵当権設定手数料：1%から 0.01%へ軽減

■施行期間

2025年4月22日から2026年6月30日まで

[詳細はTax-ezをご参照ください。](#)

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構
メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit
25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua,
Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

香港政府の企業向け補助金制度

香港マイツビジネスコンサルティング

香港は世界から見ても今なお魅力的な投資先で、多くの日本企業が香港に拠点を置いています。香港政府も海外企業の誘致に積極的なため、香港には会社の設立から事業拡大、市場開拓などビジネスの様々なステージに合った補助金制度が整備されています。

香港政府による現在の中小企業 (Small and Medium Enterprise) 向け補助金制度は 70 種類以上あり、最新の情報は「SME LINK」(<https://www.smelink.gov.hk/en/web/sme-portal/government-funding-schemes.html>) で確認できます。

中小企業の補助金制度の利用を促すため、2020 年より香港生産力促進局 (HKPC) による中小企業向けの補助金に関するサポートチーム

「中小企資援組 /SME ReachOut」(<https://smereachout.hkpc.org/home>) が活動しており、各種補助金の申請をサポートしています。企業と 1 対 1 での対面による相談に応じ、その企業に最適な補助金制度を一緒に考え、申請書類の作成に至るまで各種の支援を実施しています。

数ある補助金制度のうち、香港の日本企業も利用することが多い代表的な二つの補助金制度をご紹介します。

<SME Export Marketing Fund>

中小企業輸出マーケティング基金

https://www.smefund.tid.gov.hk/english/emf/emf_update.html

香港の中小企業の輸出促進活動を支援するために工業貿易署によって設立された基金です。中小企業による香港から香港域外へのビジネス市場拡大を支援します。香港域外の市場を対象にした香港内・外で開催される展示会、オンライン展示会、企業ウェブサイトやモバイルアプリの開設や機能向上などに関するプロジェクトの資金を支援します。

- ・対象企業：香港の《商業登記條例》(第 310 章)に基づき商業登記していて、香港で実質的に事業を行っている中小企業 (非上場企業)

また、申請対象の広報活動、関連サービスの主催者、共催者、サービス提供者の関連企業ではないこと。

- ・上限金額：100 万香港ドル/企業
- ・支給内訳：申請受理されたプログラム 1 件につき企業側支出総額の 25% (補助金：企業 = 1 : 3)、または 10 万香港ドルのいずれか低い方の金額が補助される。

申請の回数は問わないが 1 企業につき補助される累計金額の上限は 100 万香港ドル、そのうち最大 50%はウェブサイトやモバイルアプリの開設や機能性向上に活用可能。

<Dedicated Fund on Branding, Upgrading and Domestic Sales (BUD 基金)>

販売市場の拡大のための特別資金、ブランディング及び域内販売促進基金

<https://www.bud.hkpc.org/index.php>

中小企業が香港から海外進出するのを支援する BUD 基金は香港生産力促進局 (HKPC) が設立した基金です。中国本土及び ASEAN/FTA/IPPA を締結している 40 の経済圏において、企業がブランド開発、ブランド力の向上・改革、事業改革、先進技術の採用、マーケティング、プロモーション等を展開できるよう支援します。一般申請の他、より多くの香港企業が利用できるよう 2023 年 6 月からは申請手続きを簡素化した「申請易/Easy BUD」も開始され審査がよりスピーディになりました。また、2024 年 7 月からは「電商易/E-commerce Easy」がスタートし、E コマース事業で中国本土市場を開拓する企業を支援しています。

- ・対象企業：香港の《商業登記條例》(第 310 章)に基づき商業登記していて、香港で実質的な事業運営をしている中小企業 (非上場企業)
- ・補助の範囲：中国本土、ASEAN/FTA/IPPA 締結している 40 の経済圏向け
- ・上限金額：700 万香港ドル/企業
- ・支給内訳：一般申請、E-Commerce Easy は 1 プロジェクトにつき上限 80 万香港ドル、Easy BUD は上限 10 万香港ドル。プロジェクト数は最大 70 件まで可能。

その他、香港政府が特に力を入れている分野である生命・健康技術、AI (人工知能)、サイエンス、新エネルギーなどに関する業種の企業へ特化した補助金制度もあります。また香港科技园 (Hong Kong Science and Technology Parks) や数碼港 (Hong Kong Cyberport) は、入居企業のスタートアップを支援する補助金制度があります。

香港科技园 (Hong Kong Science and Technology Parks)

香港サイエンスパークは沙田エリアにある香港政府による研究開発センターです。このセンターの最大の特徴は設備投資が難しい中小企業やベンチャー企業であっても、大企業と同様の共同施設で研究開発が行えることです。入居企業向けには様々な支援があり、スタート時のインキュベーションプログラム「Incu-Bio」はプロジェクト期間 4 年で 600 万香港ドルの補助金が支給されます。さらに研究開発の費用補助、研究人材への助成金、資金調達のプログラムがあり頼れる支援が充実しています。

香港数碼港 (Hong Kong Cyberport)

香港島の西南部に位置するサイバーポートは香港政府 100%出資の企業が運営するテクノロジーとデジタルコンテンツ企業が入居するビジネスパークです。「Cyberport Incubation Programme」では、事業開発、資金調達、新卒インターンの雇用、無料のワーキングスペースなどの各種サポートを提供します。プロジェクト期間は 24 か月、最大 50 万香港ドルの支援があります。

最後に、補助金制度を利用するにあたって政府を装った詐欺に遭わないよう注意が必要です。近年、香港で発生した犯罪のうち約 4 割は詐欺事件で、日系企業を狙ったオンライン詐欺、送金詐欺、投資詐欺などが後を絶ちません。香港政府の機関から委託された、補助金制度のコンサルタント事業をしている、など怪しい勧誘をしてくる業者には注意が必要です。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

6月30日期限：

個人所得税確定申告の留意事項

～駐在員、及び出張者や退職金課税を含む日本本社の留意事項を解説～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国では年度前半は各種の申告・報告業務が集中します。既往ニューズレターで各種項目を解説済ですが、本稿では（本ニューズレターでは期限経過後となってしまいましたが）、6月30日期限の年度業務のうち、特に外国籍従業員に関する個人所得税の確定申告を取り上げます。

改正個人所得税法の施行後、税務部門は2019年度から2023年度まで年度ごとに確定申告の取扱いを定めていました。しかし、今回（2024年度）は既に申告実務の安定的な運用が確立されたとして、2025年2月に、個人所得税総合所得確定申告管理弁法ⁱⁱが、恒久的な規定として公布・施行されました。

（同弁法の詳細は華南通信2025年5月号に解説しており）本稿では同弁法等を踏まえて、駐在員及び出張者に焦点を絞り、説明します。

1. 駐在員の中国の個人所得税納税計算方式

まず、確定申告の対象となる納税者を下記に列挙します。

確定申告対象の納税者（同弁法第6条、7条）

- ▶ 事前納付額が納付すべき税額を超えており、還付を申請する必要がある納税者
- ▶ 事前納付額が納付すべき税額を下回り、追加納税額が400円を超える納税者
- ▶ 所得項目の適用の誤り、源泉徴収義務者の源泉徴収未履行、源泉徴収義務者不存在の総合所得の取得などの事情により、年度の総合所

得が過少申告または未申告となっている納税者等

次に、中国の確定申告は居住者のみ認められますがⁱⁱⁱ、下記(1)、(2)の通り、非居住者と対比させつつ、課税範囲、納税計算方法等を説明します。

(1) 居住者

外国籍は原則、個人所得税法上の“住所”を有しないため、居住日数が満183日以上か未満かで、居住者/非居住者の判定をします^{iv}。課税範囲は、**居住者となった当初の6年間は中国国外所得且つ国外払いに対しては、免税措置（所謂“6年ルール”と呼ばれる優遇措置）^vが享受**できます。

次に、居住者は下記式の通り、毎月、暦年の開始月から納税月までの課税所得の累計額を基に算出した税額から、前月までの累計納税額を控除した金額が、当月の要納税額、すなわち、“毎月、年末調整を行い納税”に類する形となります。更に、外国籍は、（例えば家賃、子女教育費、大病控除等の）専項附加控除か、免税措置かのいずれかを選択しますが、通常は大幅に有利な後者を選択する為、例外的な状況（期中での帰任等に伴う、居住者⇔非居住者の変更や、“大湾区の還付政策”のような税制優遇策に基づく税額還付など）がない限り、**通常、確定申告は不要**です。

税額計算式（月次予定源泉徴収税額）：

$$= (\text{累計予納源泉徴収課税所得額} \times \text{税率} - \text{速算控除}) - \text{累計源泉徴収済税額}$$

留意事項として、(今回の2024年度は対象外ですが)上記の“6年ルール”の期間中にタックスブレイクを実施していなければ、2025年度以降は、課税範囲が全世界所得となる為、もし日本に賃貸収入や譲渡所得等があればこれらも

課税所得となり、規定上、翌年（2026年）以降の確定申告が求められます。

(2) 非居住者

上述の通り、中国の滞在日数が満 183 日未満の場合には非居住者として原則として以下の税額計算式により月次納税します。繰り返しになりますが、確定申告は行いません。

課税所得額＝毎月収入額－基礎控除 5000 元

税額＝課税所得額×税率－速算控除額

（税率と速算控除額は月次総合所得税率表）

※税額を会社負担する際のグロスアップ

計算は、本計算式とは異なります。

留意点として、上記 (1) にて、居住者の外国籍にも認容される、専項附加控除は適用対象外ですので、年度開始時点では居住者で申告していたものの、年度前半での帰任により非居住者のステータスとなった場合には、税務機関に報告し、非居住者として納付税額をあらためて計算、申告し、税額を追納します。

2. 日本本社が留意すべき、その他の事項^{vi}

(1) 出張者への課税

本社の出張者において、日中租税条約の短期滞在者免税要件に則り、もし以下の 3 要件のいずれか一つでも充足しない場合には、中国での納税義務が生じます。

【日中租税条約第 15 条 2 項：短期滞在者免税】

- ① 報酬の受領者が当該年を通じて合計 183 日を超えない期間当該他方の締結国に滞在すること
- ② 報酬が当該他方の締結国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること
- ③ 報酬が雇用者の当該他方の締結国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと

この場合、日中双方での二重課税となりますが、日本の居住者として確定申告し外国税額控除の適用範囲において還付を受けることが可能と考えます^{vii}。一方、中国の滞在日数次第では、中国側でも居住者（双方居住者）となり税務申告が求められますが、状況により、確定申告にて対応するケースも生じ得ます。但し、確定申告時の外国税額控除の適用は実務的なハードルが高いと考えます。

(2) 退職金課税

昨今、中国駐在時に定年を迎えてもそのまま中国駐在を継続する駐在員も見受けられます。この場合、日本本社からの退職金受領に対して、中国の居住者/日本の非居住者として二重課税が発生します。例えば、中国居住 6 年以内の期間中に退職を迎え、当該期間部分（中国国内源泉所得）に対する退職金課税が発生した場合でも地域的な差異はあるものの、通常、多額の納税を要します。この際、理論上は、当該駐在者は中国の居住者ですので、中国の確定申告により、日本での二重課税分の税額控除の適用が可能ですが、外国籍人員の場合、繰り返しになりますが、実務的なハードルが高く、少なくともマイツグループが知る限り、当該事例での適用を受けた事例を認識していません。この為、定年を迎える駐在員に対しては、交代人員の可否、要否も含めて、早めの対応とタックスプランニングが必要となります。

3. 留意事項

中国の納税申告漏れ/過少申告に対する罰則は厳しく、延滞金 0.05%/日（年率 18.25%）、罰金は 50%～5 倍、期間も最長で無期限となり、注意を要します。従い、適切な課税所得の計算と、必要に応じて確定申告の実施等、適切な対応が望まれます。

- i 年度業務に関し過年度及び華南通信も含む本年のマイツグループの各種ニュースレターを参照のこと。
URL: [ニュースレターアーカイブ | 株式会社マイツ](#)
- ii 原文 URL: [个人所得税综合所得汇算清缴管理办法.pdf](#)
- iii 个人所得税法(第 11 条)を参照のこと。原文 URL: [中华人民共和国个人所得税法_国家税务总局](#)。
- iv 个人所得税法(第 1 条)を参照のこと。また、ここでいう“住所”とは習慣的居住性の有無を指す。従い、駐在期間の終了に伴い帰任する、外国籍駐在員は“住所無し”と判定される。詳細は同実施条例(第 2 条)を参照のこと。
URL: [中华人民共和国个人所得税法实施条例_国家税务总局](#)

- v 6 年ルールの詳細は、JP マイツ通信 2024 年 5 月号を参照のこと。
- vi 出張者(SV 役務)や退職金課税の詳細は、JP マイツ通信(2021 年 7 月号、2023 年 8 月号)等を参照のこと。
- vii 但し、日中租税条約では理論上免税扱いにもかかわらず、同租税条約に合致しない中国税務当局による当該税額納付が外国税額控除の対象となるか否かは、検討が必要。詳細は右記 URL の通り。URL: [No.1240 居住者に係る外国税額控除 | 国税庁](#)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。